

役員等の報酬及び費用 弁償に関する規程

社 会 福 祉 法 人 大 野 和 光 園

(令和6年4月1日 改正)

社会福祉法人大野和光園 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大野和光園（以下「本法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」という。）及び評議員選任・解任委員並びに苦情処理第三者委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（定款第15条に定める理事長及び業務執行理事）については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に別表2のとおり、報酬及び実費弁償費を支給する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員等の報酬、賞与については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規程第18条の規定に準ずる額
- (3) 退職金については、役員退職慰労金規程に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 本法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給方法については、給与規程を準用する。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。(理事報酬の見直し)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(理事報酬の見直し)

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円に職員に準じた期末、勤勉手当額
専務理事 （業務執行理事）	月額 450,000 円に職員に準じた期末、勤勉手当額
常務理事 （業務執行理事）	月額 400,000 円に職員に準じた期末、勤勉手当額
理事	月額 350,000 円に職員に準じた期末、勤勉手当額

別表 2（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員（日額）

名称	報酬（日額）	実費弁償費
評議員会への出席	8,000 円	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円	2,000 円

（２）監事（日額）

名称	報酬（日額）	実費弁償費
監事監査、会議等への出席	8,000 円	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円	2,000 円

（３）評議員選任・解任委員（日額）

名称	報酬（日額）	実費弁償費
評議員選任・解任委員会等への出席	8,000 円	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円	2,000 円

（４）苦情処理第三者委員（日額）

名称	報酬（日額）	実費弁償費
苦情処理委員会等への出席	8,000 円	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円	2,000 円

別表 3（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
職員兼務理事	月額 30,000 円

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
職員兼務理事	合算上限月額 500,000 円